

## USEN PAY+（レジ機能）利用規約

### 第1章 総則

#### 第1条 （規約の適用）

- 株式会社 U S E N（以下「当社」といいます。）は、「USEN PAY+（レジ機能）利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に従い、USEN PAY+（レジ機能）サービス（以下「本サービス」といいます。）を日本国内において提供します。なお、「USEN PAY+」は、本サービスと、株式会社 USEN FinTech が「USEN PAY（決済サービス）加盟店規約」に基づいて提供する「USEN PAY」（以下「決済サービス」といいます。）を組み合わせたサービスです。
- お客様は、別途、クレジットカード会社の包括代理加盟店である株式会社 U S E N F i n T e c h が定める「USEN PAY シリーズ（決済サービス）加盟店規約」に同意の上、決済サービスの利用を申し込むものとします。
- 本規約の他、本サービスの利用上、当社が別途定めるご利用条件・個別規定・その他の通知等（以下「個別規定」といいます。）も本規約に準ずるものとし、個別規定に定める事項が本規約に抵触する場合は、個別規定の定めが本規約に優先して適用されるものとします。

#### 第2条 （本規約の変更）

- 当社は、サービス・機能等の追加・変更、販売方法・料金プランの追加・変更、定義の追加・変更、サービス名やサービスブランドの変更、他社のサービスとの連携による特約事項の追加、法令改正や社会規範・社会情勢の変化の反映、当社の他のサービスに関する規約との整合・統一化、誤字・脱字等の文言の修正等（これらを含みますがこれらに限られません。）の場合に、本規約の内容を隨時変更できるものとします。
- 本規約を変更する場合、当社は変更後の規約内容および変更日を、事前に本サービスに使用される WEB 管理画面上に掲載または書面・電子メール等で事前に通知するものとし、次項に定める異議の通知がない場合、変更日をもって、お客様が変更後の規約につき同意したものとみなします。但し、お客様一般に利益となる変更については、掲載後または通知後ただちに変更後の規約を適用できるものとします。
- お客様は、変更後の規約内容を承諾しない場合には、変更日までに当社に対して書面により異議を通知するものとします。当該書面による異議が期限内に当社に到達した場合、当社は当該変更について、お客様と協議するものとします。

#### 第3条 （用語の定義）

本規約における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
本システム	電子レジスターシステム
サポートサービス	本システムの運用支援・技術サポートサービス
お客様	本規約の定めに従い本サービスを利用することに同意した個人または法人
代理店	本サービスの販売を行うために当社が選定した販売代理店
IoT 機器	Android 端末、その他の当社が本サービスの提供にあたりお客様に販売または貸与する機器
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約

#### 第4条 （本サービス）

- 本サービスとは、当社が提供する次の各号のサービスの総称をいいます。
  - 電子レジスターサービス：本システムの使用を許諾することにより提供するサービス
  - サポートサービス：本システムの運用支援・技術サポートサービス
  - 前各号に付随・関連するサービス
- 具体的なサービス内容は、第3章で規定するものとします。

### 第2章 利用契約

#### 第5条 （契約の単位）

本サービスの利用を希望するお客様は、設置先ごとに本サービスの利用申込を行うものとします。

#### 第6条 （契約の成立および有効期間）

- お客様は、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載し、当社または代理店に提出することにより、本サービスの利用申込を行うものとします。
- お客様と当社間の本サービスに係る利用契約は、お客様が前項で定める方法により本サービスの利用申込をし、当社が当該利用申込を承諾した場合、申込書に記載されたお申込み日に遡って成立するものとし、第7条（利用期間）に定める本

- サービスの利用期間が終了するまで有効に存続するものとします。
- 3. お客様は、当社によりお客様が以下のいずれか一に該当すると判断された場合、i) 申込の謝絶、ii) 利用契約の成立後における利用契約の取り消しがあること、およびこの場合、iii) 当社を如何なる損害の賠償からも免責することを予め承諾するものとします。
    - (1) お客様が記載した申込書の記載内容に虚偽の事実が存在する場合
    - (2) お客様が本サービスまたは当社の提供する他のサービスの料金等の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
    - (3) 過去に当社の他のサービスの取り消し処分等を受けたことがある場合
    - (4) お客様に、本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
    - (5) 当社と競合する事業を行なうお客様が本サービスの利用申込を行ったと当社が判断したとき
    - (6) お客様が本規約のいずれかに違反している、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
    - (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき
  - 4. お客様が第1条（規約の適用）第3項に基づき株式会社 USEN Fintech に対して申し込んだ「USEN PAY シリーズ（決済サービス）加盟店規約」を内容とする決済サービスの利用契約が成立しなかった場合は、本サービスを通じた決済サービスの利用はできません。

## 第7条 （利用期間）

- 1. 本サービスの利用開始日は、当社が本サービスの利用設定を完了した日とし、本サービスの利用期間は、当該利用開始日より24箇月（最低利用期間）経過した日までとします。但し、利用期間終了日の1箇月前までにお客様または当社から相手方に対し更新しない旨の書面による通知がない限り、本サービスの利用期間は自動的に24箇月更新するものとし、以後も同様とします。
- 2. お客様が、最低利用期間経過前に利用契約の中途解約を希望する場合は、お客様自ら中途解約を希望する日が属する月の1箇月前までに当社所定の方法により当社に通知し、違約金として、契約期間の残期間分の月額利用料に相当する額を当社に支払うことにより、当該中途解約を希望する日の属する月の末日をもって利用契約を中途解約できるものとします。
- 3. サービス利用開始日または利用終了日が月途中であっても、当該月は1箇月の利用として期間を計算します。

## 第8条 （本サービスのプラン変更）

- 1. お客様は本サービスに付随するオプションのプランの変更を希望する場合には、当社所定の方法により申込みを行うものとします。なお、プランの変更後も、利用規約の契約期間は変更されないものとし、プラン変更の他、利用契約は有效地に存続するものとします。
- 2. 前項に基づいてプラン変更を行う場合、お客様は、別紙4料金表第2（手続きに関する料金）に定める契約事務手数料を支払うものとします。

## 第9条 （届出事項および届出事項の変更）

- 1. お客様は、本サービスの利用申込の際、当社所定の届出事項を申込書に記載する方法で当社へ届け出るものとします。
- 2. お客様は、前項の届出事項にその後変更が生じた場合、遅滞なく変更後の内容を当社に書面にて届け出るものとします。なお、お客様が当該届出を怠ったことにより、お客様に何らかの損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第10条 （委託および販売代理店）

- 1. 当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先と個人情報および機密情報の取扱いに関する契約を締結し、適切に監督するものとし、当該委託先の行為につき連帯してその責任を負うものとします。
- 2. 本サービスの販売は、代理店が行なうことがあります。
- 3. 代理店が販売を行う場合、本サービスの利用料金、支払条件（振込先を含みます）その他利用料金の支払にかかる諸条件（第26条（利用料金等の支払義務））については、代理店とお客様の間で合意した内容によるものとし、お客様は当該合意内容に基づき、本サービスの利用料金等を代理店に支払うものとします。利用料金等の支払遅延による遅延損害金（第28条（遅延損害金））についても、お客様は代理店に支払うものとします。また、利用申込書等の提出（第6条（契約の成立および有効期間）第1項）、届出事項の変更（第9条（届出事項および届出事項の変更）第2項）、サービス内容等の申込内容の変更、本サービス利用契約の終了（第7条（利用期間）第2項）については、お客様は代理店に連絡をするものとします。

## 第11条 （権利義務譲渡の禁止）

お客様は、本サービスに関する契約上の地位、およびこれに関して生じた当社に対する債権等いかなる権利義務も、当社の事前の書面による承諾なく第三者に移転、譲渡または担保に供することはできません。

## 第3章 USEN PAY+

### 第12条 （本システムの利用許諾）

- 1. 当社は、本サービスの利用設定を完了後、お客様が本システムの利用が可能となったときより、本サービスの提供を行います。

2. 当社は、本サービスにおいて、別紙1「USEN PAY+サービスに関するSLA（サービス品質レベルについて）」に定めるサービスレベルを維持するよう、努めるものとします。
3. お客様は、通信回線その他お客様が本サービスを利用するうえで必要となる利用環境として、当社が別途指定する電気通信サービスの利用契約を、自らの費用と責任で締結し、本サービスの利用のために用いるものとします。
4. お客様が、本システムの機能の追加または一部変更を希望し、本システムの追加開発または改修が必要となる場合には、お客様と当社の間で別途契約を締結し、その条件について合意するものとします。

#### 第13条 (USEN MEMBERSの利用)

1. お客様は、本サービスの利用にあたり、当社が別途定めるUSEN MEMBERS会員規約に同意の上、USEN MEMBERSの会員登録を行うものとします。
2. 本サービスを含む当社の商材・サービスのすべての利用契約の解約または解除に伴い、USEN MEMBERSの利用契約が解約または解除された場合は、お客様は、本サービスを通じて行われた取引の売上集計データ等を確認できなくなるものとします。

#### 第14条 (サポートサービス)

1. 当社は、利用契約の成立後、本システムがお客様において円滑に利用されるようサポートサービスの提供を行います。
2. サポートサービスの具体的な内容は、別紙2「USEN PAY+」に関するお客様サポート・駆けつけ運用保守サービスについて」に記載のとおりとします。

#### 第15条 (バックアップ)

1. お客様は、お客様が本サービスの利用に際し取得または作成した情報・データ（以下「データ等」といいます）について、自らの責任でバックアップを行うものとします。なお、お客様は、本サービスを利用して行ったお客様の店舗の利用者との取引に関する記録を7年間保管するものとします。
2. 当社は別途個別の定めによりバックアップに関するサービスを提供する場合を除いて、当該データ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。
3. 前項にかかわらず、当社は、本システムに関して保守運用上または技術上必要であると判断した場合、データ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことがあります。

#### 第16条 (契約終了後の処理)

1. お客様は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた全ての貸与物を、利用契約終了後直ちに、当社の指示に従い返却またはお客様の責任で廃棄・消去するものとします。
2. 当社は、利用契約が終了した場合、本システムからお客様のデータ等の消去を行います。この場合、当社はお客様の申し出によっても当該データ等の復旧は行わず、また、当該データ等が完全に消去されたことは保証せず、消去証明書の発行は行いません。お客様が必要とするデータ等は、第17条（バックアップ）の定めに従いお客様自らの責任でバックアップを行うものとし、当該消去に伴うお客様の損害について当社は一切その責を負わないものとします。
3. 当社は、前項の定めによってデータ等を消去した場合であっても、前条に定める形式でデータ等の利用を行うことができるものとします。

#### 第17条 (本サービスの停止)

当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、お客様へ事前に通知の上、本サービスの内容を変更し、または、本サービスの正常な提供を行うのに必要な期間、本サービスの提供を一時的に停止することができます。ただし、緊急にサービスの提供を停止する必要性が高いと判断した場合等、事前通知が困難な場合には、お客様への事後の通知をもってこれに替えることができるものとします。

- (1) 本サービスの定期保守、点検、もしくは更新を行う場合、またはこれらを緊急に行う必要がある場合。
- (2) 通常のウイルス対策では防止のできないウイルスによる被害、火災、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合。
- (3) 突発的な本システムの故障等が発生した場合。
- (4) お客様が利用料金等の支払債務の一部または全部の履行を遅滞し、または正当な理由なく支払を拒絶した場合。
- (5) その他不測の事態の発生により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合。
- (6) お客様が第21条（禁止事項）に違反した場合。

#### 第18条 (外部サービス連携)

1. お客様は、お客様の選択により、当社所定の外部のサービス提供事業者（以下「外部事業者」といいます。）が提供するサービス（以下「外部サービス」といいます。）と本サービスを連携することができます。この場合、お客様は、外部サービスの利用に際して、当該外部事業者と外部サービス利用に関する契約を直接締結し、外部事業者が提示する利用規約を遵守するものとします。また、当社は、当社の責めに帰さない事由による外部サービスとの連携不能、外部サービスの停止、中断等や、データの未配信、消失、閲覧停止等について、何ら責任を負わないものとします。なお、外部サービスの利用主体はお客様であり、外部サービス利用に関する契約に基づき、お客様から当社に適切に開示されたログイン情報を使い、および／または当社が、お客様の機密情報または個人情報について外部サービスを適用することは、第36条（機密情報・個人情報の取扱い）に定める第三者への開示にはあたらないものとします。
2. お客様は、前項に定める個人情報を外部サービス連携の対象となる個人から適切な方法で適法に取得するものとします。

また、外部サービス連携の利用により、お客様が公表済みの個人情報の利用目的が変更になる場合、お客様は変更後の利用目的を公表するものとします。

#### 第19条 (禁止事項)

- お客様は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
- (1) 本システムの全部または一部を複製、変更、翻案等する行為
  - (2) 本システムにつき、リバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする行為
  - (3) 本システムの全部または一部を、有償・無償問わず、当社の事前の承諾なしに関係会社等またはその他の第三者に貸与・使用させる行為
  - (4) 虚偽、不完全、不正確な情報を本システムに登録または当社に届け出る行為
  - (5) 当社またはその他の第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他一切の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
  - (6) 本サービスの利用目的に反する行為 (IoT 機器を利用した、本サービスと関係のない動画視聴、ダウンロードなどを指しますが、これらに限定されません。)、または本規約に違反する行為
  - (7) 本サービスの運営を妨げる行為、犯罪行為その他の法令違反行為に結びつく行為、または公序良俗に反する行為
  - (8) 当社またはその他の第三者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為
  - (9) 当社または第三者の機密情報もしくは個人情報を、その他の第三者に不正に公表・開示・提供・漏洩する行為
  - (10) 他のお客様の本サービスの利用を妨害する行為
  - (11) お客様への本サービスの提供を継続することが不適切であると当社が判断するにいたる行為
  - (12) IoT 機器の転貸、譲渡、売却、担保の差し入れその他の処分をする行為
  - (13) IoT 機器を分解、改造、修理し、IoT 機器にあらかじめ行われた設定変更（アプリの削除を含みます。）し、または当社が禁止するコンピュータプログラムのインストールをする行為
  - (14) 利用契約に定める対象店舗住所から IoT 機器を移動する行為（ただし、当社がお客様に対し個別に承諾した場合を除きます。）
  - (15) 当社の定める利用条件、利用環境、操作手順等に反する行為

### 第4章 IoT 機器の販売・貸与

#### 第20条 (IoT 機器の販売・貸与)

1. 当社は、利用契約に基づき、お客様に対し IoT 機器を販売または貸与します。なお、お客様は、IoT 機器の利用に必要な消耗品および IoT 機器を動作させるために必要な電気代料金その他の費用を負担するものとします。
2. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合、予告をすることなく IoT 機器を変更することができます。
3. お客様は、利用契約の契約期間中であっても、当社から貸与された IoT 機器を返却することができます。
4. 前項の場合、お客様は別紙 4 料金表第 1（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。

#### 第21条 (当社から貸与された IoT 機器の返還)

1. お客様は、次の各号に該当する場合、当社所定の方法により当社から貸与された IoT 機器を本サービス取扱所へ速やかに返還するものとします。ただし、お客様が当社が定めた返還期日までに IoT 機器を返還しない場合は、当社が回収を行うことができるものとします。この場合、お客様は当該回収に要した費用を当社の請求に基づき負担するものとし、当社の指定する方法および期限に従い当該費用を支払うものとします。
  - (1) 利用契約が解除されたとき。
  - (2) 第 22 条 (IoT 機器の販売・貸与) 第 2 項の規定により、当社が IoT 機器を変更するとき。
  - (3) 識別番号を変更するとき。
  - (4) 不良・故障による交換等その他の事由で IoT 機器を利用しなくなったとき。
  - (5) その他 IoT 機器を利用しなくなったとき。
2. お客様は第 1 項の場合において、お客様が IoT 機器を返還しなかったときは、第 1 項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。
3. お客様は、IoT 機器を毀損した状態で返還した場合または滅失、紛失、盜難その他の理由により返還できない場合には、前項に定めるほか、別紙 4 料金表第 3（紛失・損害金）に規定する料金の支払を要します。
4. 当社は、IoT 機器に残存する蓄積データ等により、お客様または第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第22条 (IoT 機器の管理責任)

1. お客様は、IoT 機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2. お客様は、IoT 機器の盗難、紛失または毀損があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
3. 当社は、第三者が IoT 機器を利用した場合であっても、お客様が利用したものとみなします。
4. IoT 機器の盗難、紛失または当社の定める利用条件、利用環境、操作手順等に反する方法で IoT 機器を利用し生じた故障・毀損に起因して生じた損害等について、当社は一切責任を負わないものとし、お客様は IoT 機器の利用において当社に損害等を与えた場合にはこれを賠償するものとします。

#### 第23条 (IoT 機器の利用制限)

1. IoT 機器は、本サービスの利用にのみ使用できる本サービス専用の機器であり、本サービスの利用以外の目的では使用できません。
2. 本サービス利用期間中および利用契約終了後も、第 31 条第 1 項に定める死活監視は解除できません。
3. 当社から購入した IoT 機器を第三者に転売または譲渡したことによる起因するいかなるトラブルについても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. IoT 機器のメーカー保証期間内に本サービスの利用契約を解除する場合は、本サービスの利用契約の終了と同時に IoT 機器のメーカー保証期間も終了するものとします。

## 第 5 章 料金等

### 第24条 (利用料金等の支払義務)

1. お客様は、本サービスに対する利用料金として、利用開始日の属する月の翌月 1 日から前条に定める本サービスの利用期間が終了した日の属する月の末日まで、本サービスの初期費用、利用料金、その他費用およびこれにかかる消費税等（以下「利用料金等」といいます。）を当社が定める支払期日までに当社または当社が指定する決済代行会社に対し支払うものとします。なお、本サービスの利用料金等は、申込書に定めるとおりとします。
2. お客様は、本サービスにかかる利用契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、当社からその承諾を受けたときは、別紙 4 料金表第 2（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
3. お客様は、本サービスの申込書に記載の支払方法にて、利用料金等を支払うものとします。
4. 振込み送金の方法で支払う場合、振込手数料は、お客様の負担とします。
5. クレジットカード決済の場合、お客様は、決済代行会社に直接クレジットカード情報を提供し、当社はお客様のクレジットカード情報を取得・保持しないものとします。
6. 当社は決済代行会社に対し、決済業務に必要な範囲でお客様情報（毎月の請求情報を含みます）を開示します。
7. 支払期日から 1 ヶ月を経過しても利用料金等をお支払頂けない場合、当社は本サービスの提供を停止できるものとします。この場合、お客様による支払を当社が確認後、本サービスの提供が再開されます。
8. 本サービスの利用期間において、第 19 条に定める本サービスの停止もしくはその他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、お客様は、利用期間中の利用料金等の支払を要します。
9. お客様は、申込書等に記載することにより、お客様以外の第三者を利用料金等の請求先に指定することができます。この場合、当社は当該第三者（以下「請求先」といいます。）に利用料金等の請求を行うものとします。但し、請求先が支払期日までに利用料金等の支払を行わない場合には、お客様が当該利用料金等を支払う責任を負うものとします。なお、本項に該当する場合、請求先は、本規約のうち利用料金等の支払に関する各規定を誠実に遵守するものとします。その場合、当該規定における「お客様」を「請求先」と読み替えるものとします。
10. 当社は、本サービスを行うために特別の支出をしたときは、お客様に対して利用料金等とは別に当該費用を請求できるものとし、この場合、支払条件は前項の規定を準用します。なお、特別の支出が必要な場合、当社はその旨事前にお客様に理由を示して通知した上で、当該支出についてお客様の承諾を得るものとします。

### 第25条 (割増金)

お客様は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

### 第26条 (遅延損害金)

お客様が、第 26 条（利用料金等の支払義務）に定める利用料金等の支払を怠った場合、支払期日の翌日から支払済みに至るまで年 14.6% の割合で、当社に対し遅延損害金を支払うものとします。この場合の諸費用は、お客様の負担とします。

### 第27条 (債権の譲渡)

当社は、利用契約に基づきお客様が支払を要することとなった料金その他の債務にかかる債権の全部または一部を、第三者に譲渡することがあります。

### 第28条 (料金の再請求)

当社は、お客様が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとし、再請求業務を第三者に委託した場合に当社が要した費用は、お客様が負担するものとします。

## 第 6 章 保守

### 第29条 (遠隔管理)

1. 当社は、当社の監視システム等を通じて IoT 機器と通信を行い、死活監視その他当社が定める項目の監視を行います。
2. 前項の監視により IoT 機器内のコンピュータプログラムが停止していることが判明した場合には、当社は、お客様に通知することなく直ちに、遠隔操作によりコンピュータプログラムが停止している IoT 機器の再起動を行うものとします。
3. 第 1 項の監視により遠隔操作では解決しない障害が IoT 機器に発見された場合には、当社は、お客様に対し出張修理を案内します。

4. 前項の案内または出張修理前にお客様と当社間で行われた連絡においてお客様負担として説明された費用を除き、前三項の費用は基本利用料に含まれます。
5. IoT 機器との通信を行えない場合には、その原因が当社の故意または重過失によるものである場合を除き、当社は、本条に定める監視その他の行為を行う責任を負いません。

**第30条** （お客様の切分責任）

1. お客様は、本サービスを利用できないときその他障害を発見したときは、その旨を当社に通知するものとします。
2. 当社は、前項の通知があった場合には、速やかに障害等の原因を調査するものとします。
3. 当社は、前項の調査の結果、遠隔操作により障害等の復旧が可能であると判断した場合には、遠隔操作により復旧を行います。
4. 当社は、第 2 項の調査の結果、IoT 機器の修理が必要であると判断した場合には、出張修理を行います。この場合には、前条の規定を準用します。また、この場合お客様は、次の各号に掲げる事項をあらかじめ承諾するものとします
  - (1) 障害等の解消に IoT 機器の交換が必要となった場合には、交換後の機器が、交換前と同じ仕様の別の機器または同等の機能を有する仕様の異なる機器となる場合があること。
  - (2) IoT 機器の故障の原因がお客様の責めに帰すべき事由によるものであると当社が判断した場合には、その調査および障害解消に要した稼働費（対応した人員の日当および交通費等を含みます。）ならびに故障した機器、設備の修理または交換にかかる費用を、当社の請求に従い支払うこと。

**第31条** （修理部品）

当社は、IoT 機器の修理において、その一部に後継品、再生品または代替品を使用することがあります。

## 第 7 章 一般条項

**第32条** （広告宣伝）

1. 当社はお客様から別段の申し出がない限り、お客様が本サービスを利用している事実を他のお客様に紹介することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、お客様の登録商標の公開・掲載は、お客様の事前承諾の上で行うものとします。

**第33条** （免責）

1. お客様は、自己の責任により本サービスを利用するものとし、本サービスの利用から生じる損害（他のお客様、関係会社等またはその他の第三者との間のトラブル、第 19 条（本サービスの停止）の各号の事象が発生することによる損害、第 40 条（本サービスの廃止）に基づき当社が本サービスを廃止したことによる損害、またはその他金銭的損失等の不利益を含みます）については、自己の責任と負担によりこれを解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。
2. 当社は、お客様が本サービスの利用に際し本システムに登録したデータ等、または当社が本システムに登録したデータ等を原因として、お客様や第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、お客様に対し、お客様の本サービスの利用目的への適合性ならびに本サービスの効果等について何ら保証するものではなく、これによってお客様に生じた損害につき責任を負わないものとします。
4. お客様は、お客様のコンピューター端末におけるシステム環境によって本サービスの一部または全部をご利用いただけない場合があることをあらかじめ了承するものとします。
5. 当社が提供したソフトウェア等のインストールによるお客様の情報システム、データ等への損害、動作不良、他のお客様またはその他の第三者との間のトラブルについて、当社は責任を負わないものとします。
6. 電気通信事業者、クラウドサービス事業者、ハードウェア事業者、その他の第三者が提供する決済サービス等のサービス・製品またはお客様のコンピューター端末、通信環境等のお客様のご利用環境に起因して生じた障害および損害について、当社は責任を負わないものとします。

**第34条** （機密情報・個人情報の取扱い）

1. お客様および当社は、利用契約に関して知りえた相手方の機密情報（本サービスに関するノウハウ、本システムに関する情報、技術上または営業上的一切の機密情報を含みます。）および相手方の個人情報を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示・提供・漏洩しないものとします。
2. お客様および当社は、相手方の指示があった場合または利用契約が終了した場合は、相手方の指示に従いすみやかに相手方の機密情報および個人情報を返却または廃棄し、以後使用しないものとします。但し、第 13 条（当社における情報の利用等）の規定に従い当社が利用する情報を除きます。
3. 前二項にかかわらず、お客様が事前に希望しない旨を指定した場合を除き、当社は、当社の親会社である株式会社 U-NEXT HOLDINGS ならびにその子会社および関連会社（以下、総称して「USEN&U-NEXT GROUP 各社」といいます。）のサービスをお客様に紹介する目的の為に、利用契約の存在や取引履歴等の情報を、USEN&U-NEXT GROUP 各社に開示および提供できるものとし、USEN&U-NEXT GROUP 各社は当該目的の範囲内で利用できるものとします。
4. 当社は、前項に基づき USEN&U-NEXT GROUP 各社に開示した情報の、USEN&U-NEXT GROUP 各社における取扱いについて、責任を負うものとします。
5. お客様および当社は、国その他の公的機関により適法に機密情報の開示を命令された場合、第 1 項の定めにかかわらず、当該公的機関に対して機密情報を開示できるものとします。

**第35条 (利用契約の解除)**

1. 当社は、お客様が次の各号に該当する場合、何らの催告なく利用契約を解除できるものとし、お客様は当社に対して負担する金銭的債務について、当然に期限の利益を失うものとします。
  - (1) 本規約の各条項のいずれかに違反した場合
  - (2) 手形・小切手の不渡り、事実上の支払不能もしくはこれに準ずる状態に陥り、または破産、民事再生手続開始等の申立を受け、または自ら申し立てた場合
  - (3) 利用料金等の支払債務の一部または全部の履行を遅滞し、または正当な理由なく支払を拒絶した場合
  - (4) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
  - (6) 解散、減資、事業（営業）の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
  - (7) その他お客様の責に帰すべき事由により、お客様と当社との間の信頼関係の維持が困難となった場合
2. 当社は、本条第1項の解除をしたことによりお客様および他の第三者に生じた一切の損害に対し、何らの責任も負わないものとします。
3. 当社は、本条第1項の解除をした場合も、損害賠償請求権を放棄するものではありません。

**第36条 (反社会的勢力の排除)**

1. お客様および当社は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ）に現在および将来にわたって該当しないこと、ならびに、反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を現在および将来にわたって有しないことを誓約するものとします。
  - (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
  - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様および当社は、自己または第三者を利用して次の各号の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. お客様および当社は、前2項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に對し調査に協力するよう求めることができます。相手方は、これに必要な資料を提出するものとします
4. お客様または当社は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、お客様と当社の間に締結された全ての契約を解除することができるものとします。この場合、契約の解除を行ったお客様または当社は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。また、解除を行ったお客様または当社に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

**第37条 (損害賠償)**

当社は、本サービスの利用によってお客様に生じた損害の原因が、当社の故意または過失によるものである場合は、当該損害のうち直接かつ通常の損害について、第24条（利用料金等の支払義務）に定める利用料金等（初期導入にかかる費用は除きます）のうち当社がお客様より既に支払を受けた金額の直近6箇月分の利用料金等に相当する額を上限として、賠償に応じるものとします。

**第38条 (本サービスの廃止)**

当社は、次の場合、本サービスの全部または一部の提供を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の1箇月前までにお客様に通知した場合
- (2) 前条各号のいずれかに該当する場合において、本システムの修補・復旧が困難なことにより本サービスの提供を再開できない場合

**第39条 (承諾の限界)**

当社は、お客様から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等本サービスにかかる当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をそのお客様に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

**第40条 (是正措置)**

当社は、お客様が次に該当すると認めた場合には、お客様に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることがで

きるものとします。

- (1) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認または混同を惹起するおそれのある行為。

**第41条 (個人情報等の保護)**

1. 当社は、保有するお客様の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および当社が別途定める「個人情報保護方針（<https://usen.com/legal/privacy1.html>）」および「個人情報の取扱いについて（<https://usen.com/legal/privacy2.html>）」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社は、お客様の個人情報について当社規定に従うほか、以下の目的で利用します。
  - ① お客様への本サービスの提供
  - ② お客様の管理
  - ③ 本サービスの運営上必要な事項の連絡
  - ④ IoT機器 IoT機器の梱包、発送業務
  - ⑤ 料金の請求に関する業務
  - ⑥ お客様からの問合せへの対応業務
  - ⑦ 当社が発行するメールマガジンの配信
  - ⑧ 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（Eメール等）
  - ⑨ キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
  - ⑩ 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
3. 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、(イ)お客様の同意が得られた場合、(ロ)法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ)合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、必要に応じて個人情報を開示することがあります。
4. 当社は、当社規程に従い、本条第1項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

**第42条 (地位の継承)**

1. お客様に相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、お客様の地位を承継します。
2. 前項の規定によりお客様の地位を承継した方は、速やかにお客様の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出るものとします。

**第43条 (分離条項)**

本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しあつ実施可能とします。

**第44条 (存続条項)**

第11条（権利義務譲渡の禁止）、第13条（当社における情報の利用等）、第18条（契約終了後の処理）、第24条（IoT機器の管理責任）、第25条（IoT機器の利用制限）、第36条（機密情報・個人情報の取扱い）、第39条（損害賠償）、乃至第48条（合意管轄）については、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

**第45条 (準拠法)**

本規約および利用契約に関する準拠法は、日本国法とします。

**第46条 (合意管轄)**

本規約および利用契約に関する一切の紛争は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025年5月1日 施行

【別紙1】 「USEN PAY+」サービスに関するSLA（サービス品質レベルについて）

I USEN PAY+サービス提供時間

サービスの提供時間を24時間365日とします。

II サービス稼働率

1箇月あたりのサービス稼働率を99.90%以上といたします。

・条件

- ① サービス稼働率は以下のように計算します。  
$$\text{サービス稼働率} = (\text{計画サービス時間} - \text{停止時間}) \div \text{計画サービス時間}$$
- ② 計画サービス時間とは、1箇月間で稼働するべき時間から、以下を除外した時間です。
  - ・事前告知がなされたメンテナンス時間
  - ・天災・火災・騒乱等その他の不可抗力および通信事業者、クラウド事業者またはISPの通信回線の故障、お客様のご利用機器、使用環境における障害等による停止時間
  - ・その他、当社の責に基づかない場合の停止時間
- ③ 停止時間とは、当社が本サービスの全機能が利用できないと判断した場合、その原因となるシステム障害の発生時刻から、状況が収束する時刻までの時間です。

III システムログ保管

システムログを最大90日間保存いたします。

・条件

- ① 定期的なレポートとしてはログの提供をいたしません。
- ② システムログは以下の内容を取得します。
  - ・システムアクセスログ（アクセス元情報など）
  - ・システム操作ログ（どの機能を利用したか）
  - ・エラーログ（障害が発生した場合、どのような内容か）
- ③ 障害時などに必要に応じて開示いたします。

IV 障害時の運用保守サービス時間

障害発生時は、必要に応じて運用保守サービスのサービス時間の延長対応を実施します。

・条件

- ① 正常稼動状態に戻り次第、運用保守サービス時間は「【別紙2】「USEN PAY+」に関するお客様サポート・駆けつけ運用保守サービスについて」の「II 駆けつけ保守の内容 4. 対応時間」にて対応するものとします。

V お客様データ取扱者の制限

お客様データにアクセスできる本サービスの保守要員は、当社またはセキュリティ管理者の許可を得た者に限ります。

・条件

- ① お客様データへのアクセスは以下の場合に発生します。
  - ・お客様からお問い合わせがあった場合
  - ・システムメンテナンスによりアクセスする必要がある場合
  - ・お客様データとは「IX お客様データ管理」に記載されている項目が対象となります。

VI システムセキュリティ

当社は本サービス用設備等に関し、以下の措置を講じるものとします。

- ① SSL (Secure Socket Layer) (128Bit)による通信の暗号化
- ② 個人情報のAES暗号化実施

## VII お客様データ管理

お客様データ保存に関する仕様は以下のとおりとします。

### ① データ保存に関する仕様

対象データ	データ例	対象期間
精算レポートデータ	<ul style="list-style-type: none"><li>・伝票番号</li><li>・精算日時</li><li>・総売</li><li>・純売</li><li>・在庫</li><li>・支払手段別売上金額</li><li>・支払手段別売上件数</li><li>・種別在庫</li><li>・その他</li></ul>	<p>最大84箇月</p> <p>※対象データは、85箇月目に消去されます。</p> <p>※保管期間は利用契約中のみとなります。</p>
伝票明細データ	<ul style="list-style-type: none"><li>・伝票番号</li><li>・会計ステータス</li><li>・商品名</li><li>・単価、価格</li><li>・支払手段別支払金額</li><li>・会計時間</li><li>・その他</li></ul>	<p>最大84箇月分</p> <p>※対象データは、85箇月目に消去されます。</p> <p>※保管期間は利用契約中のみとなります。</p>
端末設定データ	<ul style="list-style-type: none"><li>・店舗情報</li><li>・部門、PLU登録情報</li><li>・その他</li></ul>	<p>最大84箇月分</p> <p>※対象データは、85箇月目に消去されます。</p> <p>※保管期間は利用契約中のみとなります。</p>

本 SLA の内容は、当社の責に帰さない事由が発生した場合は、SLA の内容が保証されない場合がございます。

なお、本 SLA の内容は、今後サービスの仕様変更やサービスの拡張に伴い、変更される場合がございます。

本 SLA が変更される場合は、第2条（本規約の変更）に従い実施するものとします。

## X お客様の設備に関する仕様

上記のサービス品質レベルを維持するため、お客様は、以下の仕様を満たす設備を設定・維持するものとします。

### 電気通信回線

インターネット接続 15Mbps 以上

2025年5月1日 施行

【別紙2】「USEN PAY+」に関するお客様サポート・駆けつけ運用保守サービスについて

I サポートサービスの内容

1. お問い合わせ窓口

USEN PAY+サポートセンター

2. 電話番号

0120-126-440

3. 対応日時

365日

4. 対応時間

24時間、365日受付とします。但し、22時30分から翌9時までは受付のみとさせていただきます。

5. サポート範囲

- ①本サービスの利用方法に関する質問への回答および助言
- ②バージョンアップでの新機能および変更内容のご案内
- ③本サービスの不具合情報とその対処方法"
- ④外部接続機器の操作方法に関する質問への回答および助言
- ⑤留意事項
  - ・インバウンド型コールセンターとなります。
  - ・呼損のアウトバウンドはございません。
  - ・各種マスタ設定、メニュー等の代行登録は行いません。

6. USEN PAY+ 以外の外部環境変更時の対応

お客様がご利用されるレシートプリンタ、アクセスポイント、バーコードリーダーなどの外部接続機器について、当社推奨機器以外についてのご利用が発生する場合、動作保証は致しません。外部連携サービス、機器の起因による駆けつけ保守は USEN PAY+保守対象外となります。訪問対応が必要な場合は有償にて出張作業を行います。

II 駆けつけ保守の内容

1. お問い合わせ窓口

USEN PAY+サポートセンター

2. 電話番号

0120-126-440

3. 対応日時

365日

4. 対応時間

24時間、365日受付とします。但し、22時30分から翌9時までは受付のみとさせていただきます。

5. サポート範囲

- ①ハードウェアに不時の障害が発生した場合、保守員をハードウェア設置先に派遣
- ②故障したハードウェアのお預かり
- ③代替品のお渡し
- ④ハードウェアのメーカーへの送付または故障内容についてメーカーに報告・確認（メーカーの保証規定にて保証対象となる故障であるとメーカーが判断した場合、メーカーにて 同等品への交換後、お客様に送付されますが、メーカーの保証規定にて保証対象とならない故障である場合、同等品への交換はできません）
- ⑤留意事項
  - ・操作問い合わせやメニューの更新などでの駆付け対応はございません。
  - ・お客様環境が起因する事象だった場合に、ご契約中の通信事業者へのお問い合わせなど、復旧に伴う対応をご協力頂く場合がございます。
  - ・お客様環境起因による対象機器の再設定は受け付けておりません。（お客様ネットワーク機器の変更やプロバイダ情報

の変更などに伴う再設定)

- ・地域/交通状況等の都合により当日訪問対応が難しい場合がございます。
- ・代替品がすぐに手配できない場合もありますが最短で手配をとります。
- ・故障ハードの購入をお客様にてご選択いただきます。自然故障の場合メーカー保障に準じます。

2025年5月1日 施行

#### 【別紙4】料金表

##### 通則

###### (利用料金の日割計算)

- 1,当社は、利用料金の日割計算を行いません。
- 2,当社は、料金を合計した額をお客様へ請求します。
- 3,当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。  
(消費税および地方消費税の加算)
- 4,本規約の定めによる利用料金その他債務の支払を要するものとされている額は、特段の定めのない限り、利用料金に消費税等および地方消費税を加算した額とします。
- (端数処理)

5,当社は、利用料金等その他計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

(支払に係る手数料)

6,振込手数料等の利用料金その他債務の支払に係る手数料は、お客様の負担とします。

###### (料金などの支払い)

7,お客様は、料金表の規定に基づく料金を、当社が定める期日までに、別途、お客様が申込書で指定した方法により支払うものとします。

###### (料金額の表示)

8,本サービスに関する料金額の表示は、消費税等相当額を含まない表示とします。本サービスに関する料金額について支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。ただし、料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

###### (料金の臨時減免)

9,当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時にその料金および工事費を減免することができます。

10,当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを通知します。

11,本通則は、別段の定めがある場合を除き、本別紙以外の料金表に適用されます。

12,当社は、改定日の1ヶ月前までにお客様に対して通知することにより、初期費用および利用料を改定できるものとします。

#### 料金表

##### 第1 契約解除料

###### 1,適用

契約解除料は、第24条（利用料金等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

料金種別	内容
違約金	契約更新期間以外の日に本サービスまたは追加サービスの利用 契約の解除があったときに支払いを要します。

##### 2,契約解除料

契約解除料は、利用契約の申込日により、また、お客様が法人※1 または個人（個人事業主を含みます）のいずれであるかにより、それぞれ次のとおりとします。

※1 法人とは、法律にもとづいて設立された、法人格を有する組織・団体をいいます。法人格の例：株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、NPO法人など

種別	単位	金額
違約金	利用契約ごとに	契約期間の残月分の基本利用料に相当する額

※ 初回の契約期間中にのみ発生するものとし、更新後は発生しないものとします。

##### 第2 手続きに関する料金

###### 1 適用

手続きに関する料金は、第24条（利用料金等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

料金種別	内容
契約事務手数料	本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときおよび第8条（本サービスのプラン変更）に基づいてプラン変更を行うときは、2,料金額に規定する契約事務手数料の支払いを要します。
機器交換手数料	当社が貸与したIoT機器の交換を申し込む場合、2,料金額に規定する機器交換手数料の支払いを要します。

カスタマーディスプレイ 切替事務手数料	お客様が保有する USEN MUSIC 用のタブレットに搭載されたアプリを、本サービスのカスタマーディスプレイアプリに切り替えて使用する場合に発生する料金です。
------------------------	--

## 2. 料金額

種別	単位	金額
契約事務手数料	1 契約ごと	3,000 円
機器交換手数料	1 契約ごと	30,000 円
カスタマーディスプレイ 切替事務手数料	1 台ごと	3,000 円

## 第3 紛失・損害金

項目	単位	料金額（課税対象外）
USEN PAY+端末 (A920MAX)	1 台ごとに	40,000 円
クレードル	1 台ごとに	12,000 円
ドロア	1 台ごとに	13,500 円
レシートプリンター	1 台ごとに	25,260 円
キーボード	1 台ごとに	20,000 円
USEN PAY+カスタマーディスプレイ	1 台ごとに	30,000 円

以上

2025年5月1日 施行